

県北広域振興局長告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和8年1月9日

県北広域振興局長 佐々木 哲

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 395号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
久慈市侍浜町角柄第11地割85番1地先から九戸郡洋野町阿子木第18地割字上川原36番155地先まで	新	A m 28.0~12.6	m 2,440.0
		B 56.0~12.6	2,240.0
	旧	A 28.0~12.6	2,440.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部
- (2) 期間 令和8年1月9日から同年2月9日まで